

# D&O 保険の告知義務

——ドイツ法との比較——

竹 濱 修\*

## 目 次

1. はじめに
2. D&O 保険契約に適用される日本法の規律
  - (1) 保険法の規律
  - (2) 約款の規律
3. D&O 保険に適用されるドイツ保険契約法の規律
4. ドイツの学説および D&O 保険約款
5. 小 括

## 1. はじめに

会社役員賠償責任保険契約（以下、「D&O 保険契約」または単に「D&O 保険」と記す）の重要な特徴は、保険契約者と被保険者が異なる第三者のためにする損害保険契約という面をもっていることである。会社が保険契約者になり、その会社の役員等が被保険者になる。会社補償をカバーする部分があれば、それは会社の自己のためにする損害保険契約になる。しかし、わが国では、D&O 保険がその特徴を発揮するのは、やはり会社役員のパ賠償責任を補償する面であろう。

D&O 保険契約においては、保険契約者になる会社とその代表者名の下に保険者と契約を締結するのが通例である。この保険契約締結前に履行さ

---

\* たけはま・おさむ 立命館大学法学部特任教授

れる保険契約者側の告知義務は、会社規模にもよるが、比較的規模の大きな会社であれば、担当役員ないし担当部署が代表者名の下に履行するのが通常であろう。この場合、当該保険契約者企業のリスクについて担当部署がすべてを把握していることは、大企業においては相当に困難が伴うと考えられる。保険契約の担当役員・部署が担当以外の分野のリスクを知らないことが相応にありうる。中小企業においても代表者が D&O 保険契約を自ら締結するとしても、当該会社のリスクをすべて把握し切れているものばかりではないであろう。

会社代表者または保険契約担当役員・部署が各分野の役員・担当部署にリスクを聴取したうえで D&O 保険契約の告知義務を履行することが本来のあり方であると考えられるが、実際にこのような方法がどれほど実施されるかは明らかではない。会社内における役員間の利害関係や自身の担当分野の不利益情報を正直に会社内で共有できるのかという問題が背後にあるからである<sup>1)</sup>。

会社代表者が隠れた訴訟リスクを知っていた場合はもちろんであるが、それ以外の取締役・役員が被保険者として知っているリスクを代表者や保険契約担当役員・部署に伝えていない場合、保険者は、告知義務違反により保険契約を解除できるとすると、善意で過失のある他の取締役・役員である被保険者も D&O 保険による保護を失うことになり得る。会社代表者も実は知らなかったリスクを他の取締役・役員が知っていた場合に、保険契約者、すなわち会社の故意または重過失による告知義務違反になるのかも問題になろう。

ここでは、D&O 保険契約における告知義務の名宛人は誰になり、誰の故意・重過失が契約解除の成立要件になるのかが問題になる。わが国の保険法上の規律と実際の D&O 保険約款の規定では、どうなるのかは検討を

---

1) 榑素寛「D&O 保険における構造的な利害対立と約款による対応」榑素寛・古川朋雄威・宮崎裕介編『近藤光男先生古希記念 コーポレート・ガバナンスのフロンティア』823頁以下（商事法務 2024年）がこの点を指摘している。

要する。現在のわが国の D&O 保険約款は、米国法のそれをかなり手本にしているように思われるが、大陸法系である日本法では、ドイツ法の規律やその解釈も参考になる面があろう。本稿では、D&O 保険の告知義務の名宛人および告知義務違反の成立要件について、日本とドイツの比較検討を試みようと思う。もっとも、ドイツの株式会社は独特の会社機関構成があり、取締役会と監査役会という二重構造になっているが、これら役員の問題については、類似の面もあり、差し当たってはその構造の相違は重視しないで検討を進める。

## 2. D&O 保険契約に適用される日本法の規律

### (1) 保険法の規律

損害保険に関する保険法の規律では、保険契約者または被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（すなわち危険）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（告知事項）について事実の告知をしなければならない（4条）。

保険者は、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる（28条1項）。保険者がこの解除をしたときには、解除がされた時までに発生した保険事故による損害をてん補する責任を負わない（31条2項1号本文）。ただし、告知義務違反の事実に基づかずに発生した保険事故による損害についてはこの限りではない（同条同項同号ただし書）。これらの規定は、一般の損害保険契約については保険契約者または被保険者の不利益に変更できない片面的強行規定である（33条）が、「法人その他の団体または事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約」については任意規定になる（36条4

号)<sup>2)</sup>。

D&O 保険契約は、法人が事業活動に伴って生ずることのある法人およびその役員個人の損害をてん補する損害保険契約である。会社が役員個人の損害賠償責任の補償を提供する会社補償について保険金でカバーされる部分は、法人の事業活動に伴って生ずることのある法人の損害として保険法36条4号に該当するが、役員個人の損害賠償責任を補償する部分は、役員個人の事業活動ではないとも見られるので、同規定の適用を受けるのか解釈論になり得る<sup>3)</sup>。これを「事業を行う個人の事業活動に伴って生ずることのある損害」として同規定の適用を受けるという見解<sup>4)</sup>もあるが、取締役の損害賠償責任は、会社法人の事業活動に伴って生ずることのある損害として同規定が適用される解する見解<sup>5)</sup>もある。いずれの解釈によっても、約款で保険法の規律とは異なる規定を設けることが可能であると解される。

保険法の規律に従えば、役員数が多い会社においては、保険契約者である会社を代表する代表者だけでなく、被保険者になる役員全員が告知義務者になり、そのうちの一人でも故意または重大な過失により告知義務違反をすれば、保険者はその保険契約を解除し、全員の保険保護が失われることになり得る。事業範囲が広く、役員数が多い会社にあつては、被保険者による告知義務違反が問われる可能性が大きくなり得るであろう。

## (2) 約款の規律

ネット上で見られる実際の D&O 保険の約款は、東京海上日動火災保険株式会社の「会社役員賠償責任保険普通保険約款」が代表的である<sup>6)</sup>。これ

---

2) 保険者の解除権の阻却事由 (28条2項～4項) も適用になるが、問題になる可能性がよりありうるのは4項の適用であろうと思われる。

3) D&O 保険実務研究会編『D&O 保険の先端 I』114-115頁〔後藤元〕(商事法務 2017年) (以下では、「先端」として引用する) は、この点を指摘する。

4) 先端115頁〔増永淳一〕。

5) 先端115頁〔後藤元〕。

6) [https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/pdf/yakuin\\_yakkan\\_20220101.pdf](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/pdf/yakuin_yakkan_20220101.pdf) (2025年

によれば、以下に掲げるように、概ね保険法の規律に沿う内容になっている。告知義務の履行の仕方は、質問応答義務になっており、企業保険の典型例である海上保険の告知義務を規律する820条のような自発的告知義務ではない。もっとも、その質問表などに基づく保険者の質問の内容は、保険契約者になる個別の企業ごとに相当に異なることになるのではないかと推察される。家計保険のような一律の質問表や質問内容にはなりにくい面があるように思われる。

「第12条（告知義務）」

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

……中略……

(4) (2)の規定による解除が第1条<sup>7)</sup>の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定<sup>8)</sup>にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求

---

11月25日最終閲覧)

- 7) 第1条は、「保険金を支払う場合」と題して、当会社は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して本約款に従って保険金を支払う旨を定めている。
- 8) 第19条は、「保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。」と定める。

による損害には適用しません。』<sup>9)</sup>

約款においても、保険契約者または被保険者になる者が告知義務者になっており、被保険者全員が告知義務の名宛人である。この文言通りの適用であれば、ある役員が訴訟リスクについて重大な過失により告知をしなかった場合も、保険者は告知義務違反によりこの保険契約を解除できる。

実際には、会社の代表者名の下にまとめて告知事項について告知する方法が採られているのが通常のものであり、その前提として、他の役員に事実を確認して代表者が一括して告知していることが想定されている<sup>10)</sup>。しかし、会社の保険契約の担当部門が告知事項について回答する場合、役員の損害賠償責任が発生するような事実があると回答することは通常考えにくいといわれる。そのような回答をすれば、違法行為が表面化することになり、違法行為に関係する役員の不利益になるだけでなく、D&O 保険の契約更新などにも問題が生じうるからである<sup>11)</sup>。したがって、この方法によっても、被保険者の一人が告知義務違反に該当する場合は、保険者は契約を解除でき、告知義務違反をしていない被保険者も補償を失うことになりうる。

そこで、個別の被保険者ごとに告知義務違反を判断し、問題のない被保険者に保険保護喪失の不利益が及ばないようにする特約、いわゆる分離条項が行なわれることがあるといわれる<sup>12)</sup>。確かに、分離条項があれば、問

---

9) 上記の規定に続いて(3)で、保険法28条2項ないし4項に相当する保険者の解除権の阻却事由の定めもあるが、ここでは、差し当たり問題の中心ではないので、割愛する。

10) 先端107頁〔増永〕。

11) 山越誠司ほか『Q&A でわかる D&O 保険の企業対応』81-82頁〔中西和幸〕(中央経済社2024年)(以下では、「Q&A」と記す)。

12) Q&A〔中西〕82頁は、この分離条項がD&O保険の基本的な約款に盛り込まれることも増えているようであるといわれる。Chubb 損害保険株式会社の会社役員賠償責任保険普通保険約款の「6. 告知および被保険者の分離」の規定において、「『当会社』は『申告書』に基づきこの保険契約を締結するものとし、当該『申告書』はこの保険契約の基礎を構成するものとなります。／ただし、『申告書』は各々の『被保険者』ごとに独立して解釈するものとします。また、『申告書』に記載された事項について、『被保険者』の陳述または保

題のない被保険者には個別被保険者の告知義務違反の不利益が及ばないが、保険者の D&O 保険の引受けにあたってどのような影響が生じるのかは明確ではない。このため、代表取締役の告知事項の確認は、会社全体の D&O 保険の引受けに当たっての評価、保険者としてのアンダーライティングの一環という意義をもつといわれる<sup>13)</sup>。さらに、分離条項があったとしても、個別に告知義務の履行がされていないと、実際に各被保険者に告知事項の質問が届いているのが把握できず、告知義務違反を問にくいともいわれる<sup>14)</sup>。質問応答義務の下では、各被保険者に告知事項の質問がされていることを確認できないと、質問を受けていないとして争いになりうるとも指摘され、一部解除は難しいのではないかと*も*いわれる<sup>15)</sup>。このような事情が踏まえられているのであろうが、本稿で対象としている上記保険者の役員賠償責任保険約款の中には分離条項は含まれていない。ネット上の公開情報では、特約条項にもこれは見られない。

それでは、告知義務違反が成立するような個別の被保険者・役員の損害賠償責任について、どのような方法で適切な対処がありうるのか。告知されなかった善管注意義務違反などの違法行為は、保険者免責条項の規定によって対処する方法が提示されている<sup>16)</sup>。告知義務違反解除による対処は、

有する情報について、他の『被保険者』に責任が及ぶものではありません。」と定めている。これは米国型の D&O 保険約款の仕様であると思われる。[https://www.chubb.com/content/dam/chubb-sites/external/jp/jp/jk\\_yakkan/yakkan\\_jkdo.pdf](https://www.chubb.com/content/dam/chubb-sites/external/jp/jp/jk_yakkan/yakkan_jkdo.pdf) (2025年12月6日最終閲覧)

もっとも、先端〔増永〕108頁は、2017年段階では、まだ実際に告知義務の分離を認める形に約款を変えた事例はないといわれていた。告知義務の分離を行うと企業実務にどのような影響があるのか明確になっておらず、親会社の役員のみならず、子会社の役員全員の告知事項の確認まで個別に取り付けるのが実務上の課題になるとの認識が示されていた。

13) 先端〔増永〕108頁。

14) 山下友信ほか・座談会「役員責任の会社補償と D&O 保険をめぐる諸論点〔中〕」商事法務2033号11頁〔増永淳一発言〕(2014年)。

15) 先端〔増永、後藤〕112-113頁。告知義務違反による解除が現実的でないのであれば、そのような解除権はない方がよいのではないかという見解もある(山下友信ほか・座談会前掲7頁、11頁〔山下丈発言〕)。

16) 先端〔増永〕115-116頁。

保険契約の一括した解除となって、顧客会社との関係を完全に断つことになるし、分離条項は適用が必ずしも容易ではないとすると、保険者免責条項による対処が合理性を有するのであろう<sup>17)</sup>。ただ、保険者免責条項は、かなり多様ではあるが、被保険者・役員の帰責事由という点では、たとえば、単純な故意ではなく、「法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求」とされている（上記約款5条3号）。告知義務違反による解除により保険者が免責される場合よりは限定的であるとも見られる。いずれの方法が良いのかは、わが国では、各保険者の判断になるのであろう。

この点、米国の状況などは、これまで比較的良好に知られていると思われる<sup>18)</sup>が、わが国の保険法と親近性のあるドイツ法では、どのような対応が採られているのか、告知義務による対処の利害得失を検討してみることも有益であろう。以下では、ドイツ保険契約法並びにこれに基づく約款を見ながら、考察する。

### 3. D&O 保険に適用されるドイツ保険契約法の規律

2007年改正のドイツ保険契約法（以下では「VVG」と記す）は、かなりの規定で、現在の日本の保険法に類する規律を設けているが、異なる部分も相当にある。以下には、本稿の検討にとって、とくに関係が深いと思われる告知義務規定を掲記する<sup>19)</sup>。これは、総則の規定で、各種の保険契約に適用される一般的規定であり、損害保険にも当然に適用される。

---

17) 榊素寛「保険契約者が法人である場合の告知義務の法的問題——保険契約関係者の認識・知・不知・過失の法的評価」飯田秀総・松本暢子編『神作裕之先生・藤田友敬先生還暦記念 商法学の拡がり』（商事法務 2025年）778-779頁も同趣旨を述べる。

18) 山越誠司『先端的 D&O 保険 会社役員賠償責任保険の有効活用術』（保険毎日新聞社 2019年）など。本稿との関係では、とくに同書115-135頁参照。

19) 以下の条文の翻訳は、主として新井修司＝金岡京子訳『ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）』（（社）日本損害保険協会・（社）生命保険協会 2008年）による。

具体的には、保険契約者の故意または重大な過失による告知義務違反の場合に、保険者の解除権を認めること、告知義務が保険契約者に対する質問応答義務とされること（ただし、文書方式による）、解除の効果は遡及効であり、保険者は保険給付義務を負わないこと、因果関係不存在特則があることなど、これらの内容は日本法と異ならないが、保険契約者が故意または重大な過失がなかったことの証明責任を負うこと、重大な過失による告知義務違反の場合は、別条件で保険契約の締結ができた場合は保険者の解除権等は排除され、保険者の請求によりその別条件での契約となされること、保険者が保険契約者に対する別の文書方式通知により告知義務違反の効果指摘したときに限り、解除権等の権利を有することなどに相違がある。これらの告知義務に関する規定は、原則として保険契約者の不利益に変更できない片面的強行規定である（32条）<sup>20)</sup>。さらに、第三者のためにする保険契約において被保険者が告知義務の名宛人になりうる場合に VVG47 条の特別規定が被保険者の認識を保険契約者のそれとして考慮する規定となっている。D&O 保険のように構造的に第三者のためにする保険契約となる場合には、同条の解釈適用の在り方が大きな影響を及ぼすことになりうる。

#### 第19条 【告知義務】

〔1〕 保険契約者は、契約の意思表示のときまでに、保険者が合意された内容でその契約の締結を決定するために重要であり、かつ保険者が文書方式で質問した、保険契約者の知っている危険事実について、保険者に告知しなければならない。保険契約者の契約の意思表示後であるが、契約承諾前に、保険者が、第1文の意味での質問を行ったときは、保険契約者は

---

20) 大規模リスクについては、210条により片面的強行規定などの契約自由の制限が適用されない。現行210条2項3号によれば、保険業法・付属文書1（Gesetz über Beaufsichtigung der Versicherungsunternehmen（以下では、VAGと記す）のAnlage 1）の13号に一般の責任保険が挙げられ、それが a) 売上高620万ユーロ、b) 総資産1280万ユーロ、c) 事業年度ごとの平均250従業員数、のうち2つ以上を満たす保険契約者企業の保険契約の場合に大規模リスクになる。

その質問についても告知する義務を負う。

(2) 保険契約者が、第 1 項の告知義務に違反したときは、保険者は契約を解除することができる。

(3) 保険契約者が、故意または重大な過失によらずに、告知義務違反をしたときは、保険者の解除権は排除される。この場合に保険者は、1 か月の解約予告期間を遵守し、その契約を解約する権利を有する。

(4) 保険者が、告知されなかった事実を知ったとしても、別の条件でその契約を締結したであろうときは、重大な過失による告知義務違反を理由とする保険者の解除権、および第 3 項第 2 文の保険者の解約権は排除される。この別の条件は、保険者の請求により、遡及的効力のある契約の要素になるが、保険契約者の責めに帰すべき事由によらない義務違反の場合には、進行中の保険料期間の将来に向かって効力を有する契約の要素となる。

(5) 保険者が保険契約者に対し、文書方式の別個の通知により、告知義務違反の効果を指摘したときに限り、保険者は、第 2 項から第 4 項までの権利を有する。保険者が、告知されなかった危険事実を知っていたとき、またはその告知が事実でないことを知っていたときは、第 2 項から第 4 項までの権利は排除される。

(6) 第 4 項第 2 文の場合に、その契約変更によって、保険料が10%超引き上げられるとき、または保険者が告知されなかった事実に関する危険の担保を排除したときは、保険契約者は、保険者の通知の到達のときから1 か月以内に、即時にその契約を解約することができる。保険者は、保険契約者に対し、その通知において、第 1 文の権利を指摘しなければならない。】

## 第20条 【保険契約者の代理人】

「契約が、保険契約者の代理人により締結されたとき、第19条第 1 項から第 4 項まで、ならびに第21条第 2 項第 2 文および第 3 項第 2 文を適用する場合には、代理人の認識および詐欺的意図、ならびに保険契約者の認識および詐欺的意図が考慮されるものとする。代理人および保険契約者の双方が、故意または重大な過失による責任を負わないときに限り、保険契約

者は、故意または重大な過失によらず、告知義務違反をしたことを主張することができる。」

#### 第21条【保険者の権利行使】

〔(1) 保険者は、第19条第2項から第4項までにより与えられた権利を1か月以内に書面で行使しなければならない。保険者が、保険者によって主張される権利の基礎となる告知義務違反を知ったときから、期間が開始する。保険者は、その権利を行使する際に、保険者がその意思表示の根拠を告げることに關しては、第1文の期間が満了していない場合には、保険者は、後から追加して、その意思表示を根拠づけるためのその他の事実を告げることが許される。〕

(2) 保険事故発生後に第19条第2項の解除権を行使するときは、保険者は、給付義務を負わない。ただし、その告知義務違反が、保険事故の発生または保険事故の確定と因果関係のない事実に關連している場合、もしくは、保険者の給付義務の確定または保険者の給付義務の範囲と因果関係のない事実に關連している場合は、この限りでない。保険契約者が詐欺的意図をもって告知義務違反をしたときは、保険者は給付義務を負わない。

(3) 第19条第2項から第4項までの保険者の権利は、契約締結のときから5年経過した後に消滅する。ただし、この規定は、この期間の満了前に発生した保険事故には適用されない。保険契約者が、故意または詐欺的意図をもって告知義務違反をしたときは、この期間は10年とする。〕

#### 第22条【詐欺】

「詐欺を理由に契約を取り消すことのできる保険者の権利は、抵触することなく適用される。」

#### 第47条【被保険者がある事情を知っていたことおよび被保険者の行為】

〔(1) 保険契約者がある事情を知っていたことまたは保険契約者の行為が法的な意味を有する限りにおいて、他人のためにする保険においては、被

保険者がその事情を知っていたことまたは被保険者の行為もまた考慮しなければならない。

(2) 被保険者がその事情を知っていたことは、契約が被保険者の知らない間に締結された場合、または、被保険者がそれを保険契約者に適時に知らせることが不可能でありもしくは期待できなかった場合には、考慮しない。保険契約者が被保険者の委任を受けずに契約を締結した場合において、契約締結にあたりその旨を保険者に告げなかったときは、保険契約者は、その契約が被保険者の知らない間に締結されたとの抗弁をもって保険者に対抗することができない。」

告知義務の履行に当たって VVG の特色が現れるのは、わが国でいう第三者のためにする保険契約に関する47条の規定の適用をめぐるものである。告知義務の履行に際して、被保険者の認識が保険契約者のそれとは別に同条によって規律されることになるからである。この点は、2007年の改正前から議論されており、改正前 VVG79条について当時の解釈論が今もなお生きている。現行 VVG47条は、旧 VVG79条の文言を若干修正したにすぎず、内容面での変更を加えたものではないとされているからである<sup>21)</sup>。本条の立法趣旨は、保険契約が第三者のために締結されるときは、その契約当事者と契約利益の享受者との分離が保険者の不利益に帰せられるべきではないことにあるとされる点は、一致しているが、学説上は複数の被保険者がある保険契約について善意の被保険者をどの範囲で保護する立場を採るか否かをめぐって議論がある<sup>22)</sup>。ただ、実際には、以下に見るような約款規定によって対応されることになる。VVG47条をめぐる学説上の議論については、別途の考察に委ね、本稿の考察を先に進めたい。

---

21) Amtliche Begründung des Gesetzentwurfs der Bundesregierung zum Versicherungsvertragsreformgesetz vom 20.12.2006, Bundestags-Drucksache 16/3945, S.73.

22) 詳しくは, Bruck/Möller/Gädtke, Bruck/Möller VVG Bd.4, 10. Aufl., 2022, B3 AVB D&O Rn.9-29; Langheid/Rixecker/Rixecker, Langheid/Rixecker VVG 7. Aufl., 2022, §47 Rn.1-3; Prölss/Martin/Klinke, Prölss/Martin VVG 32. Aufl. 2024, §47 Rn.15-18等を参照。

## 4. ドイツの学説および D&O 保険約款

本稿の関心に関する最新の研究としてアームブリュスター教授の「D&O 保険における認識帰責」という論文<sup>23)</sup>が簡潔な整理を行っている。以下では、これをフォローしながら、ドイツ保険契約法における D&O 保険の告知義務の現況と課題を関係する主要部分についてトレースする。

その前提として、現在のドイツ保険業協会（GDV）の D&O 保険模範約款の告知義務に関する規定は、次のように定めている。

### 〔B3-1 契約締結までの保険契約者またはその代理人の告知義務

#### B3-1.1 危険重要事実の告知の完全性および正確性

保険契約者は、契約の申込みをするまでに、保険者が文書形式（たとえば、Eメール、ファックスまたは書面）で質問し、その契約内容で契約を締結する保険者の判断にとって重要になる自己の知っているすべての危険事実を告知しなければならない。この告知義務は、保険契約者が契約申込みをした後であっても、保険者が契約承諾前に文書形式で第1文の質問をした場合にも適用される。

この契約が保険契約者の代理人によって締結されたときは、第1項および B3-1.2の適用に当たって、代理人の認識および詐欺も保険契約者の認識および詐欺も考慮される。

保険契約者は、代理人にも保険契約者にも故意または重大な過失がなかった場合に限り、告知義務が故意または重大な過失によって違反されたのではないことを援用することができる。〕

### 〔B3-1.2 告知義務違反の法的効果

#### B3-1.2.1 解除と保険保護の消滅

---

23) Christian Armbrüster, „Wissenszurechnung bei der D&O-Versicherung“, ZversWiss (2025) 1:13-25.

保険契約者が B3-1.1 による告知義務に違反したときは、保険者は契約を解除できる。解除された場合には、保険保護は遡及して消滅する。

ただし、保険契約者が不正確または不完全な告知を故意も重大な過失もなく行ったことを証明したときは、保険者は解除権を有しない。

告知義務の重大な過失の違反による保険者の解除権は、保険契約者が、保険者が告知されなかった事実を知っていても同じまたは他の条件でその契約を締結したであろうことを証明したときは、認められない。

保険者が保険事故発生後に解除したときは、保険契約者が不完全または不正確に告知された事実が保険事故の発生または確認にも、給付義務の範囲にも原因になっていないことを証明した場合、保険者は保険保護を拒否できない。ただし、この場合であっても、保険契約者が告知義務を詐欺により違反したときは、保険保護はない。」

上記論文によれば、とくに D&O 保険においては複数の自然人の認識が法人としての企業者に帰責されるので、認識帰責の問題が重要であり、告知義務違反や保険者免責（危険除外）のときに、ある被保険者の認識がどれほど他者に不利益をもたらすかが問題になるという基本的課題が提示される<sup>24)</sup>。告知義務の場面では、積極的な認識が要件とされることが多く、法人に帰責されるのは、代表権限のある機関構成員のすべての認識であり、問題の法律行為に自ら関与していないとしても適用される。D&O 保険においては、機関構成員が保険契約者である会社の代表者・代理人として現れ、同時に被保険者になるという二重の地位を持つ特殊性があるとも指摘される<sup>25)</sup>。

そして、会社への認識帰責は、評価的観点から行われ、指導的思想としては法人の契約当事者は自然人のそれとできる限り同様に扱われるべきであるという基本認識の下、法人の従業員については、「定款上権限を与えられた代理人 (Verfassungsmäßig berufene Vertreter)」によって認識帰責が行なわれる。いわゆる団体法上の代表者責任である。これによって、法

---

24) Armbrüster, aa.O., S.14.

25) Armbrüster, aa.O., S.14.

人の機関構成員および経営に関わる従業員（die leitenden Angestellten）の範囲に限定され、D&O 保険実務では、約定されるこのような人的グループに帰責の範囲は限定されるので、すべての被保険者の認識が帰責されることにはならないが、実務上は、代表者責任は広い範囲の被保険者を包括するようにも約定されるという<sup>26)</sup>。

実際の具体例としては、D&O 保険の専門保険会社である VOV 有限責任会社<sup>27)</sup> の AVB-VOV5.0約款の14号（Ziffer 14）において認識帰責に関する規定が次のように定められているとされる<sup>28)</sup>。

「1. 被保険者における帰責

ある被保険者の認識、行為および責任（Verschulden）は他の被保険者に帰責されない。

2. 保険契約者における帰責

保険契約者の認識、行為および責任は法的重要性がある範囲で——VVG47条1項とは異なって——以下の被保険者の認識、行為および責任のみが考慮される。監査役会の議長、取締役会または業務執行機関の議長・代表者（Vorsitzende/r/Sprecher/in des Vorstands oder der Geschäftsführung）、単独取締役／単独業務執行役、財務部門の最高財務責任者、法務・保険部門の責任者およびこれら以外の質問表の署名者である。

3. 告知義務違反および詐欺の場合の保険保護の範囲

VOV 社が告知義務違反によって保険契約を解除しまたはそれを理由にして契約を変更しまたは詐欺により取消するときでも、誠実な被保険者には、形成権の行使時点において経過中の保険期間の本来の終了までに発生する保険事故について変わらず保険保護が提供される。本保険契約は、解除、契約変更または取消しにもかかわらず、約定の期間は存続し効力を有する。告知義務違反または詐欺に協力せず、その行為時点で善意の被保険者は誠実

---

26) Armbrüster, aa.O., S.15.

27) <https://vov.eu>（2026年3月22日最終閲覧）からドイツ語の会社概要が見られる。

28) Herdter/Förster/Peppersack, Herdter (Hrsg), D&O-Versicherung/AVB D&O, 2025 B3-1 Anm.82に掲記の内容による。

なものともみなされる。

2 条 4 号の場合には、上記のことが子会社にも適用される。」

この約款では、1 において被保険者間の認識帰責が相互に行われなことを明らかにし、2 において、保険契約者（会社）への帰責は一定範囲の代表者等に限定される。3 は善意の被保険者の保護に関する規定であり、保険期間の終了まで保険保護が提供されることになると解される<sup>29)</sup>。

D&O 保険における補償は、保険契約締結前の被保険者の義務違反による請求にも及ぶのが通例であり、保険始期が遡及条項によって約定される。これは、保険事故が請求事故方式、いわゆるクレームズメイド方式 (Claims-made-Prinzip) であることから生じる。もちろん、悪意の契約締結を防止するため、この遡及填補は、賠償請求された被保険者も保険契約者である会社も保険契約締結時には知らなかった義務違反に限定される<sup>30)</sup>。これは、保険契約が両契約当事者からみてその発生が不確実である将来のリスクを保護するものであるという考え方に基づいている<sup>31)</sup>。

保険契約締結の際の認識帰責は、遡及填補条項については会社側の認識が基準になる。このとき、1 人の被保険者の告知義務違反が他の被保険者に帰責されるかどうかの問題になるが、ドイツ保険業協会 (GDV) の D&O 保険模範約款 (AVB D&O 2020) は、いわゆる分離条項によりこのような帰

---

29) Herdter/Förster/Peppersack, B3-1 Anm.83.

30) ドイツ保険業協会 (GDV) の作成した D&O 保険の模範約款 (AVB D&O 2020) A-5 条「保険保護の時間的範囲」の A-5.1 条「契約期間中の義務違反と請求提起」は、「保険契約期間中に行われた義務違反に基づく、保険期間中に発生したすべての保険事故に対して保険保護が適用される。」とし、A-5.2 条「契約前の義務違反に対する遡及填補」は、「保険保護は、契約締結前に行われた義務違反に基づく保険事故にも及ぶ。ただし、本保険契約締結時点で、請求された被保険者または保険契約者が知っていた当該義務違反には適用されない。義務違反を知っていたもののみならずは、保険契約者または当該被保険者が当該行為を——おそれではあっても——客観的に誤りと認識していたまたは条件付ではあっても誤りと表明されていた場合であり、損害賠償請求権が提起されたり、予告されたり、また恐れられたりしている必要はない。」とする。

31) Armbrüster, aa.O., S.17.

責を排除しているといわれる<sup>32)</sup>。同約款 A-7「除外条項」の A-7.1の第2文において、「他の機関構成員によって行われた行為または不作為は被保険者に帰責されない。」と定めている<sup>33)</sup>。

32) Armbrüster, aa.O., S.18. 分離条項により対処することが結論として妥当性を有するとの立場を従来から採るものが多いが、たとえば、Theo Langheid/Joachim Grote, „Deckungsfragen der D&O-Versicherung“, VersR 2005, 1168.

33) Oliver Lange, „Die vortragliche Anzeigepflicht in der D&O-Versicherung“, VersR 2006, 609の脚注43によれば、かつて行われた実際の約款では、2005年5月時点で、次のような規定があったとされている。「保険契約者の告知義務およびオプリーゲンハイトは被保険者にも同様に適用される。」「被保険者には、保険契約者の告知義務およびその違反の法的効果が同様に適用される。」「告知義務は被保険者にも同様に適用される。」「保険契約者の告知義務およびオプリーゲンハイトは子会社および被保険者にも同様に適用される。」これらは、保険契約者企業の告知義務違反等は、被保険者にも適用され、全体としての保険契約が解除され得ることになる。

他方、保険ブローカーである FINLEX 有限責任会社が保険会社と組んで作成している D&O 保険の特別のパッケージであると思われる D&O Spezialkonzept FINLEX 2020では、Herdter/Förster/Peppersack, B3-1 Anm.80によれば、次のような分離条項があるとされる。

#### 「11 告知義務の違反

- A 保険者は、法的に許容される範囲で、告知義務違反の場合に、生じうる解除・取消し・解約の権利、契約締結上の過失または不法行為から場合によって生じうる損害賠償請求権による相当の抗弁を行使しない。
- B 保険保護に関する告知義務違反のその他の法的効果は7.6条による。

#### 7.6条 告知義務の違反

- A. 本来、解除または取消しの権利を生じさせる告知義務違反の場合には、その告知義務違反ないし詐欺を自ら行ったまたはその行為を実行に当たってこれを知っていた被保険者には保険保護はない。
- B. 保険者は、Aにより次の場合に給付免責を主張できる。  
 保険者は、本来、解除ないし取消しの権利を生じさせる告知義務違反を、その認識を得た後、1. 1か月以内の解除 または 2. 1年以内の取消し の権利の場合に文書形式で通知し、かつ A による法的効果を教示したとき。
- C. 保険者が A により告知義務違反の認識を得た時点で、すでに被保険者に保険保護を提供していたときは、この保険保護は遡及的に失われる。解除権の場合は、その事実が、告知義務に違反していることを考慮しても、保険事故の発生または被保険者の給付の範囲に影響を及ぼさない限りは、本項は適用されない。」

これは、Herdter/Förster/Peppersack, B3-1 Anm.80によれば、制限的な分離条項である。保険者は、告知義務違反の場合に、解除権等の形成権および契約締結上の過失等に基づく相応の抗弁を放棄しているが、同時に、告知義務違反ないし詐欺を自ら行ったかまたはこれを知っていた被保険者は保険保護を失う。同じことは被保険企業にも適用される。た

これは、被保険者間の認識ある義務違反の帰責に関するものにすぎず、保険契約者との関係はその影響を受けないとされる。会社代表者による告知義務違反は、会社に帰責される。この場合、保険契約者たる会社への認識帰責がどの範囲で被保険者に影響するのかがさらに問題になる。これは、価値判断の問題であるが、遡及填補によって目指された保険保護の拡張に関しては、保険契約者の帰責が善意の被保険者をも害するとされ、この場面では、保険保護の契約上の要件に関しては、被保険者が保険契約者に適用されるのと同様にその契約を受け入れなければならないという<sup>34)</sup>。

さらに、ここには、詐欺取消と類似の法的状態があり、会社が機関構成員によって保険契約の締結に際し代表され、その者が保険者を欺罔し、保険者が詐欺により契約を取り消すときは、当初より契約は無効になり、保険保護は消滅するというその法的効果は他の被保険者にも及ぶと解される<sup>35)</sup>。

善意の被保険者が認識帰責の不利益を被ることを回避するためには、保険者が善意の被保険者に対して民法142条1項<sup>36)</sup>による契約の無効を援用してはならないという約定が考えられるが、連邦通常裁判所は、高価品の運送保険に関する判決において、詐欺が契約当事者または民法123条2項<sup>37)</sup>という第三者ではなく、被保険者に含まれる者によって行われたときは、詐

---

だし、その法的効果は、保険者が1か月以内または1年以内の指摘・教示義務を果たすことを要件にする。保険保護は、その認識を得た時点ですでに提供済みであっても、遡及的に失われる。

34) 以上について、Armbrüster, aa.O., SS.18-19.

35) Armbrüster, aa.O., S.19. 保険契約者企業の詐欺に該当する場合は、保険者はそのD&O保険契約を取消すことができ、善意の被保険者役員も保険保護を失うことになる。OLG Düsseldorf 23.8.2005 VersR 2006, 785は、この旨を判示する。

36) 同規定は、わが国の民法121条と同じであり、「取り消し得る法律行為が取り消されたときは、初めから無効とみなされる。」と定める。

37) 同規定は、日本民法96条2項および3項に相当するものであり、「第三者が詐欺を行ったときは、他人に対してした意思表示は、その他人が詐欺を知りまたは知りえたはずであるときに限り、取り消すことができる。意思表示をした者以外の者がその意思表示から直接に権利を得た場合、その者がその詐欺を知りまた知り得たはずであるときに、その意思表示はその者に対して取り消すことができる。」と定める。

欺取消権の契約上の放棄を無効であると判示している<sup>38)</sup>ことが指摘される。これによれば、D&O 保険におけるこの取消権放棄は、被保険者たる機関構成員が詐欺に関与していなくとも、またこれを知らなかったとしても、無効になる<sup>39)</sup>。

このように、分離条項があったとしても、保険契約者企業の告知義務違反ないし詐欺に該当する場合は、個別被保険者が D&O 保険契約によって必ずしも保護される場合ばかりではない。また、他方で、保険契約法47条が被保険者の認識を保険契約者のそれとして考慮することの意味は、被保険者が知る危険事実について保険者に適切なりリスク評価を可能にする保険者の利益を保護することであり、同時に、そのリスクを考慮した保険料の高騰などを招かないことによる保険契約者側の利益にも寄与するものであると指摘される<sup>40)</sup>。

## 5. 小 括

D&O 保険におけるドイツ法の動向としては、分離条項によりある程度、被保険者相互間の告知義務違反等については個別の被保険者の保護ができることを踏まえつつも、保険契約者となる会社の代表者による告知義務違反および詐欺に該当する場合は、全体としての契約の解除および取消しにより D&O 保険契約全体が失われる点が指摘される。また、告知義務違反の分離条項には、結局、善意ではあるが有責の被保険者の賠償責任等をつん補しなければならなくなることによって適切なりリスク評価との不整合および保険料の増加を招くという点で、保険者の利益保護が十分ではないと

---

38) BGH VersR 2011,1563 Rn.27 ff.

39) 以上につき、Armbrüster, a.a.O., SS.19-20.

40) Meinrad Dreher/Stefan Thomas, „Die D&O-Versicherung nach der VVG-Novelle 2008“, ZGR 1/2009, S.68. この点をドイツ法の考察から同様に指摘するものとして、板垣太郎「会社役員賠償責任保険（D&O 保険）における告知義務違反に関する一考察」明海大学・不動産学部論集23巻140頁（2015年）。

いう問題指摘もある。

その面では、わが国の実務は、分離条項がかなり導入されているともいわれるが、分離条項が見られない約款があり、実際に、告知義務違反を主張して、保険者が保険契約を解除するのかは不明である。顧客企業との関係では、解除によって取引・契約関係がなくなってしまうことによる不利益を考慮して、保険者が告知義務違反解除を頻発させるとも考えにくい。むしろ、上述のように、告知義務違反解除よりは個別の被保険者に対する保険者免責条項の適用により対処する方針が採られるのではないかとも思われる。そうすると、国内向けでは、分離条項が必ずしも普及しなくともよい。

ただ、ドイツ法において指摘されている保険者の利益保護という面では、悪意の個別被保険者に対しては保険者免責条項の適用によって対処するとしても、結局は、善意・有責の被保険者・役員が負う損害賠償責任がD&O保険契約によってカバーされることにより保険者が悪意の被保険者のリスクも負うことになる。このような補償が問題になる場合は、基本に帰って、保険契約者である会社の代表者の告知義務違反ないし詐欺の責任が問えるときは、全体としての保険契約を解除・取消しにより対応することがありうるのではないかと思われる。わが国のD&O保険約款では、被保険者も告知義務の名宛人になっていることがあるので、会社代表者を通じて1本の告知書回答という形を取っていたとして、その代表者が主要な被保険者に告知事項に該当する事実の聴取を行っていない場合などであっても、その代表者以外のD&O保険契約の締結を知り、かつ危険重要事実につき悪意の被保険者(主要な役員)がいるときは、その告知義務違反の責任を追及して告知義務違反解除を行うことも考えられるのではないかと思われる。その被保険者は、直接に告知の質問事項を問われていないとしても、D&O保険契約の締結を知っている以上、告知すべき場合であることは理解できるはずであり、黙秘することは契約締結上の信義に反することになると解されるからである。

**【追記】** 本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究(C)一般）課題番号22K01269により助成を受けた研究成果の一部である。